

○国家公安委員会規則第三号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部を改正する規則

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第一条 警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動する。

改正後

別表（第二条関係）

一 男性警察官

制服 冬服		制服 夏服	
上衣		上衣	
地質	色	地質	色
毛織物、化学纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔略〕	毛織物、化学纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	水色とする。

改正前

別表（第二条関係）

一 男性警察官

制服 冬服		制服 夏服	
上衣		上衣	
地質	色	地質	色
毛織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕	毛織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	水色とする。



ズボ

〔略〕

種 地質	第二 色	制式			
		襟	肩章	前面	袖
毛織物、麻織物、綿織物、化学纖維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学纖維編物若しくはこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とする。	水色とする。	第一種と同様とする。	第一種と同様とする。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン二個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	第一種と同様とする。
形状は、図三のとおりとする。		形状は、図四のとおりとする。			

ズボ

〔同上〕

形状は、図三のとおりとする。	
----------------	--



		活動冬活動帽		帽子		活動冬活動帽		帽子	
合活動帽		子夏活動帽		子夏活動帽		子夏活動帽		子夏活動帽	
地質		〔略〕		制式		〔略〕		〔略〕	
毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とする。		形状は、図七のとおりとする。ただし、後面及び側面にあつては図八のとおりとすることができ。		記章		1 金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2 濃紺色の人工皮革の台地とする。		〔略〕	

		活動冬活動帽		帽子		活動冬活動帽		帽子	
合活動帽		子夏活動帽		子夏活動帽		子夏活動帽		子夏活動帽	
地質		〔同上〕		制式		〔同上〕		〔同上〕	
毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		形状は、図六のとおりとする。		階級表示		1 後部に付ける。 2 濃紺色の地紋織布に階級に応じて金色線又は白色線を織り込む。		記章	
						1 金色のけい素樹脂製で日章を桜で囲む。 2 濃紺色の人工皮革の台地とする。		〔同上〕	

		服 防寒		種 第一			
		第二種		上衣			
制式	地質	制式	地質	制式	地質	制式	地質
「略」	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	「略」	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	「略」	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	「略」	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
		1 長ズボンとする。		形状は、図九のとおりとする。			
		2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。					
		3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。					
		4 裾口の外側から上に向けフアスナー各一本を付ける。					
		5 形状は、図十のとおりとする。					
							することができる。

		服 防寒		種 第一			
		第二種		上衣			
制式	地質	制式	地質	制式	地質	制式	地質
「同上」	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	「同上」	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	「同上」	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	「同上」	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。
		1 長ズボンとする。		形状は、図七のとおりとする。			
		2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。					
		3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。					
		4 裾口の外側から上に向けフアスナー各一本を付ける。					
		5 形状は、図八のとおりとする。					

第二種	雨衣種第一				上衣	〔略〕	〔略〕	形状は、 <u>図十一</u> のとおりとする。
	ズボン	制式	制式	地質				
〔略〕	ズボン	制式	〔略〕	〔略〕	化学繊維織物とし、防水加工を施す。	〔略〕	形状は、 <u>図十二</u> のとおりとする。	〔略〕

第二種	雨衣種第一				上衣	〔同上〕	〔同上〕	形状は、 <u>図九</u> のとおりとする。
	ズボン	制式	制式	地質				
〔同上〕	ズボン	制式	〔同上〕	〔同上〕	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	〔同上〕	形状は、 <u>図十</u> のとおりとする。	〔同上〕



警棒	帯革	〔略〕	タイ イ 合 ネ ク タ	地質	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			イ		
制式	制式	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2 握り部先端につばを付け、つば元にナイロン製ひもを付ける。	2 本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。	3 拳銃用調整具に留め金で拳銃入れを留める。	3 本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。	4 形状は、 <u>図十五</u> のとおりとする。	4 形状は、 <u>図十五</u> のとおりとする。
3 握り部にポリエステル製滑り止めを巻く。	3 握り部にポリエステル製滑り止めを巻く。				

警棒	帯革	〔同上〕	タイ イ 合 ネ ク タ	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
			イ		
制式	制式	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
2 握り部先端につばを付け、つば元にナイロン製ひもを付ける。	2 本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。	3 拳銃用調整具に留め金で拳銃入れを留める。	3 本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。	4 形状は、 <u>図十三</u> のとおりとする。	4 形状は、 <u>図十三</u> のとおりとする。
3 握り部にポリエステル製滑り止めを巻く。	3 握り部にポリエステル製滑り止めを巻く。				

階級章	警察庁長官章	拳銃つりひも	手錠	制式	4 形状は、  のとおりとする。
				制式	1 本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。
				制式	2 本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。
制式	1 金色の金属製日章五個を一行に配置する。	1 カールコード式とし、両端に大小の輪を設ける。	1 本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。	1 形状は、  のとおりとする。	
制式	2 形状は、  のとおりとする。	2 小さい輪になす環を付ける。	2 本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。	2 形状は、  のとおりとする。	
制式	3 形状は、  のとおりとする。	3 形状は、  のとおりとする。	3 形状は、  のとおりとする。	3 形状は、  のとおりとする。	
制式	1 形状は、  のとおりとする。				

階級章	警察庁長官章	拳銃つりひも	手錠	制式	4 形状は、  のとおりとする。
				制式	1 本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。
				制式	2 本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。
制式	1 金色の金属製日章五個を一行に配置する。	1 カールコード式とし、両端に大小の輪を設ける。	1 本体二個に回転板各一個を付け、環で連結する。	1 形状は、  のとおりとする。	
制式	2 形状は、  のとおりとする。	2 小さい輪になす環を付ける。	2 本体に鍵穴各一個を設け、日章各一個を打刻する。	2 形状は、  のとおりとする。	
制式	3 形状は、  のとおりとする。	3 形状は、  のとおりとする。	3 形状は、  のとおりとする。	3 形状は、  のとおりとする。	
制式	1 形状は、  のとおりとする。				

識別章	
	〔略〕
制式	<p>1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。</p> <p>2 番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。</p> <p>3 形状は、<u>図二十一</u>のとおりとする。</p>

備考

〔一〇八 略〕

九 警察庁長官章及び警視總監の階級章は、図二十二のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

十 階級章（警視總監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十三のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

十一 図一から図二十三までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

〔図一・図二 略〕

識別章	
	〔同上〕
制式	<p>1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。</p> <p>2 番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。</p> <p>3 形状は、<u>図十九</u>のとおりとする。</p>

備考

〔一〇八 同上〕

九 警察庁長官章及び警視總監の階級章は、図二十のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの肩章に各一個を付ける。この場合において、肩章には日章ボタンを付けないものとする。

十 階級章（警視總監の階級章を除く。）及び識別章は、図二十一のように、制服、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。

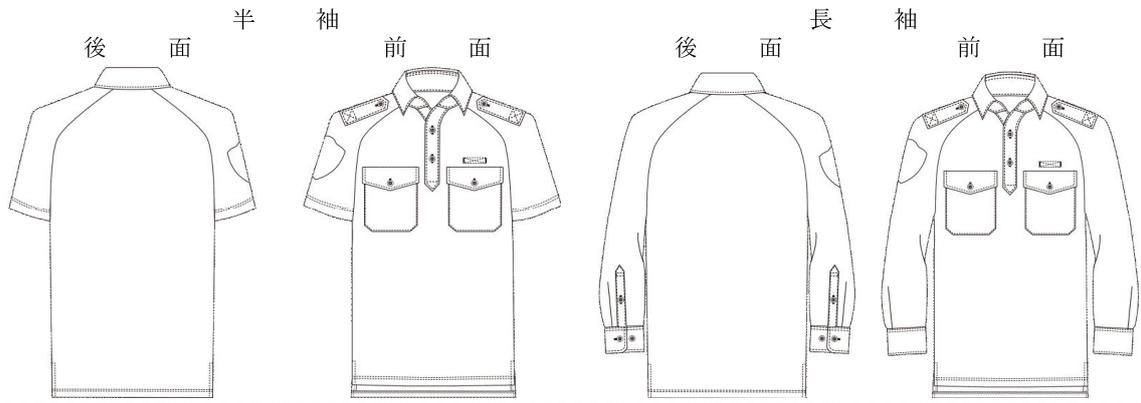
十一 図一から図二十一までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

〔図一・図二 同上〕

図三 夏服上衣第一種

[略]

図四 夏服上衣第二種



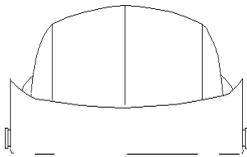
図三 夏服上衣

[同上]

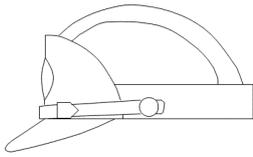
図九、図二十三  
「略」

図八 冬活動帽子

後面

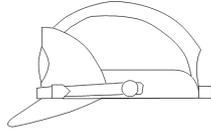


側面

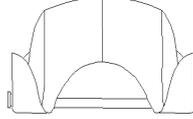


図七 冬活動帽子

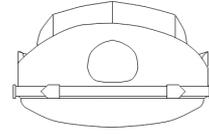
側面



後面



前面



記章



耳ボタン



図六  
「略」

図五  
「略」

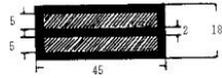
「二つずつ繰り下げる。」  
「同上」

図七、図二十一  
「同上」

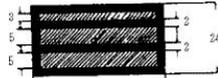
図六 冬活動帽子

階級表示

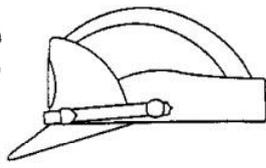
警視監



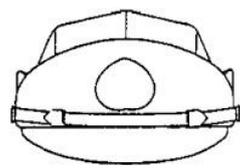
警視総監



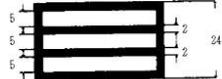
側面



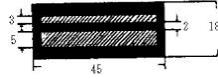
前面



警視正



警視長



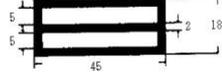
記章



耳ボタン



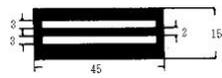
警部



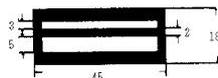
警視



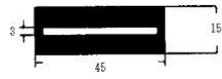
巡査部長



警部補



巡査長以外の巡査



巡査長たる巡査



(注) 濃紺色地紋様  
金色 縹  
白色 縹

図五  
「同上」

図四  
「同上」

二 女性警察官

制服 冬服		上衣	
地質	ズボ 色	〔略〕	〔略〕
上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	〔略〕	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。

二 女性警察官

制服 冬服		上衣	
ズボ 色	スカート 色	〔同上〕	〔同上〕
地質	制式	〔同上〕	〔同上〕
上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	〔同上〕	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。
上衣と同色とする。	1 タイトスカートとする。		
	2 腰部にベルト通し五本を付ける。		
	3 両側及び後面右にポケット各一個を設ける。後面右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。		
	4 前面にボックスプリーツを設ける。		
	5 後面の裾にスリットを入れる。		
	6 形状は、図三のとおりとする。		

				合服		
ズボン		[略]		上衣		
地質				地質	[略]	制式
上衣と同質とする。	上衣と同色とする。			毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状を図三のとおりとするほかは、男性警察官冬服ズボンと同様とする。

				合服		
ズボン		[同上]		上衣		
地質	色	制式	地質	地質	[同上]	制式
上衣と同質とする。	上衣と同色とする。	冬服スカートと同様とする。	上衣と同質とする。	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長ズボンとする。</li> <li>2 ベルト通しは、スカート又は男性警察官冬服ズボンと同様とする。</li> <li>3 ポケットは、スカート又は男性警察官冬服ズボンと同様とする。</li> <li>4 形状は、図四のとおりとする。ただし、ベルト通し又はポケットの形状の全部又は一部については、男性警察官冬服ズボンと同様とすることができる。</li> </ol>

		夏服		上衣		制式	
種 第二色		種 第一色		地質		制式	
地質		色とする。		地質		制式	
織物、交擦織物若しくはこれらの混紡	男性警察官夏服上衣第二種と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とする。	男性警察官夏服上衣第一種と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とする。	1 前身内合わせを右上前とする。 2 長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3 1及び2のほかは、男性警察官夏服上衣第一種と同様とする。 4 形状は、図四のとおりとする。	冬服ズボンと同様とする。	

		夏服		上衣		制式	
種 第二色		種 第一色		地質		制式	
地質		色とする。		地質		制式	
織物、交擦織物若しくはこれらの混紡	男性警察官夏服上衣第二種と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とする。	男性警察官夏服上衣と同色とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	1 前身内合わせを右上前とする。 2 長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3 1及び2のほかは、男性警察官夏服上衣と同様とする。 4 形状は、図五のとおりとする。	冬服ズボンと同様とする。	

服	活動												
	冬活動服												
		ズボン			ベスト			「略」					
制式	「略」	制式	地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色
1	肩章は、幅を均等とするほ	冬服ズボンと同様とする。	ベストと同質とする。	ベストと同色とする。	1 背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2 形状は、 <u>図五</u> のとおりとする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交襴織物若しくは交織織物とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交襴織物若しくは交織織物とする。	男性警察官夏服上衣第二種と同様とする。	物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交襴編物若しくは交編編物とする。				

服	活動												
	冬活動服												
		ズボン			スカート			ベスト			「同上」		
制式	「同上」	制式	地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色	制式	地質	色
1	肩章は、幅を均等とするほ	冬服ズボンと同様とする。	ベストと同質とする。	ベストと同色とする。	冬服スカートと同様とする。	ベストと同質とする。	ベストと同色とする。	1 背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。 2 形状は、 <u>図六</u> のとおりとする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交襴織物若しくは交織織物とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交襴織物若しくは交織織物とする。			

活動					制帽				
冬活動帽子					冬帽子	〔略〕			
	〔略〕	地質	合帽子	〔略〕	制式	〔略〕			
			夏帽子			〔略〕			
男性警察官冬活動帽子と同様とする。		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図七のとおりとする。		<p>かは、冬服上衣と同様とする。</p> <p>2 前身内合わせを右上前とする。</p> <p>3 前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはフアスナー一本を付ける。</p> <p>4 1から3までのほかは、男性警察官冬活動服と同様とする。</p> <p>5 形状は、図六のとおりとする。</p>			

活動					制帽				
冬活動帽子					冬帽子	〔同上〕			
地質	〔同上〕	地質	合帽子	〔同上〕	制式	〔同上〕			
色			夏帽子			〔同上〕			
冬活動服と同質とする。		毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。		形状は、図八のとおりとする。		<p>かは、冬服上衣と同様とする。</p> <p>2 前身内合わせを右上前とする。</p> <p>3 前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはフアスナー一本を付ける。</p> <p>4 1から3までのほかは、男性警察官冬活動服と同様とする。</p> <p>5 形状は、図七のとおりとする。</p>			

階級章	〔略〕		制服用 冬ワイシ ワイシ	〔略〕	合活動帽子 夏活動帽子	
			地質			
。男性警察官階級章と同様とする		4 1から3までのほかは、夏服上衣第一種と同様とする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	男性警察官合活動帽子及び男性警察官夏活動帽子と同様とする。	

階級章	〔同上〕		制服用 冬ワイシ ワイシ	〔同上〕	合活動帽子 夏活動帽子	制式
			地質			
は、男性警察官階級章と同様と寸法を図十のとおりとするほか		4 1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	藍色とする。 毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	記事の寸法を図九のとおりとするほかは、男性警察官冬活動帽子と同様とする。

「略」

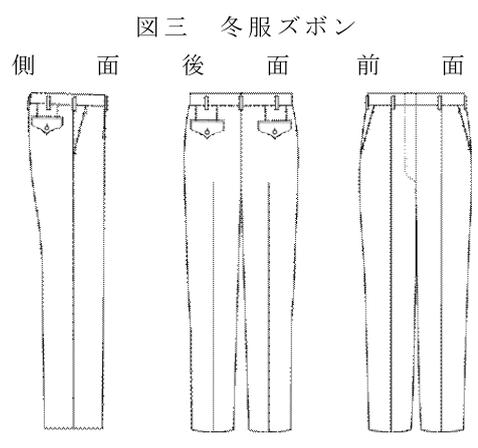
備考

「二〇九 略」

十 警察庁長官章、階級章及び識別章の取付け位置は、男性警察官の場合と同様とする。ただし、階級章（警視總監の階級章を除く。）及び識別章をベストに取り付ける位置は、図八のとおりとする。

十一 図一から図七までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

「図一・図二 略」



図三 冬服ズボン

図四 夏服上衣第一種  
〔略〕

「図五」  
「略」

「図六」  
「略」

「同上」

備考

「二〇九 同上」

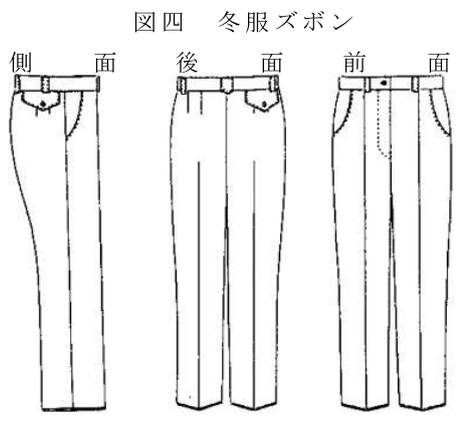
十 警察庁長官章、階級章及び識別章の取付け位置は、男性警察官の場合と同様とする。ただし、階級章（警視總監の階級章を除く。）及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。

十一 図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

「図一・図二 同上」



図三 冬服スカート



図四 冬服ズボン

図五 夏服上衣  
〔同上〕

「図六」  
「同上」

「図七」  
「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

図八  
〔略〕

図七 冬帽子  
〔略〕

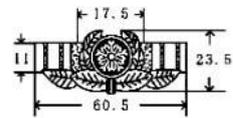
図十一  
〔同上〕

図八 冬帽子  
〔同上〕

図九 冬活動帽子記章



図十 階級章



(交通巡視員の服制に関する規則の一部改正)

第二条 交通巡視員の服制に関する規則(昭和四十五年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表（第一条関係）

一 交通巡視員（男性）

制服 冬服		合服		制服 夏服	
上衣		上衣		上衣	
地質	〔略〕	地質	〔略〕	地質	色
毛織物、化学纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔略〕	毛織物、化学纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔略〕	毛織物、麻織物、綿織物、化学纖維織物若しくはこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学纖維編物若しくはこれらの混紡編物、交撚編物若しくは	水色とする。

改正前

別表（第一条関係）

一 交通巡視員（男性）

制服 冬服		合服		制服 夏服	
上衣		上衣		上衣	
地質	〔同上〕	地質	〔同上〕	地質	色
毛織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕	毛織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕	毛織物、麻織物、綿織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	水色とする。

							制式		
ム	ブレ	エン		袖	後面	前面	肩章	襟	
るほかは、冬服上衣と同様とす	名称及び図柄を付けることとす	革にけい素樹脂製で粹、記章、	台地を用いず、濃紺色の人工皮	1 長袖又は半袖とする。 2 長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。	上部にヨークを入れる。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	1 藍色とする。 2 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。	シャツカラー式とする。	交編編物とする。

							制式		
ム	ブレ	エン		袖	後面	前面	肩章	襟	
るほかは、冬服上衣と同様とす	名称及び図柄を付けることとす	革にけい素樹脂製で粹、記章、	台地を用いず、濃紺色の人工皮	1 長袖又は半袖とする。 2 長袖にあつてはカフス式の袖口とし、袖口には黒金色樹脂ボタン各二個を一行に付ける。	上部にヨークを入れる。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン六個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはひだ一条、蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	1 藍色とする。 2 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側を黒金色の樹脂製ボタン（以下「黒金色樹脂ボタン」という。）各一個で留める。	シャツカラー式とする。	

ズボ	〔略〕	種		第二色	形状は、図三のとおりとする。	る。
		地質		水色とする。		
		制式				
ム	ブレ	エン	袖	前面	肩章	襟
形状は、図四のとおりとする。		第一種と同様とする。	第一種と同様とする。	1 前立てに黒金色樹脂ボタン二個を一行に付ける。 2 左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットには蓋及び黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。	第一種と同様とする。	第一種と同様とする。

ズボ	〔同上〕			形状は、図三のとおりとする。	る。

		制帽		服		活動		
夏帽子		冬帽子		〔略〕		冬活動服		ン
合帽子		〔略〕		〔略〕		〔略〕		地質
地質		制式		〔略〕		制式		〔略〕
〔略〕		〔略〕		〔略〕		〔略〕		毛織物、麻織物、綿織物、化学
毛織物、麻織物、綿織物、化学		記章		形状は、図五のとおりとする。		形状は、図五のとおりとする。		織維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。
織維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。		1 金色の金属製又は合成樹脂製の日章を金色のモール製又は合成樹脂製の桜で囲む。		形状は、図六のとおりとする。		形状は、図五のとおりとする。		織維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。
形状は、図六のとおりとする。		2 黒色のフェルト製、布製又は人工皮革の台地とする。		〔略〕		〔略〕		毛織物、麻織物、綿織物、化学

		制帽		服		活動		
夏帽子		冬帽子		〔同上〕		冬活動服		ン
合帽子		〔同上〕		〔同上〕		〔同上〕		地質
地質		制式		〔同上〕		制式		〔同上〕
〔同上〕		〔同上〕		〔同上〕		〔同上〕		毛織物、麻織物、綿織物、合成
毛織物、麻織物、綿織物、合成		記章		形状は、図四のとおりとする。		形状は、図四のとおりとする。		織維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。
織維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。		1 金色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。		形状は、図五のとおりとする。		形状は、図四のとおりとする。		織維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。
形状は、図五のとおりとする。		2 黒色のフェルト製又は布製の台地とする。		〔同上〕		〔同上〕		毛織物、麻織物、綿織物、合成



雨衣種		第一種		第二種		ズボン	
上衣		制式		地質		制式	
形状は、 図十二のとおりとする	〔略〕	化学繊維織物とし、防水加工を施す。	〔略〕	形状は、 図十一のとおりとする	〔略〕	合成皮革又は毛織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長ズボンとする。</li> <li>2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。</li> <li>3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。</li> <li>4 裾口の外側から上に向けフアスナー各一本を付ける。</li> <li>5 形状は、 図十のとおりとする。</li> </ol>
	〔略〕						

雨衣種		第一種		第二種		ズボン	
上衣		制式		地質		制式	
形状は、 図十のとおりとする。	〔同上〕	合成繊維織物とし、防水加工を施す。	〔同上〕	形状は、 図九のとおりとする。	〔同上〕	合成皮革又は毛織物、合成繊維織物若しくはこれらの混紡織物とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長ズボンとする。</li> <li>2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。</li> <li>3 前立ての上部に紺色樹脂ボタン二個を付ける。</li> <li>4 裾口の外側から上に向けフアスナー各一本を付ける。</li> <li>5 形状は、 図八のとおりとする。</li> </ol>
	〔同上〕						

		第二種		ズボン	
		〔略〕		〔略〕	
制式	地質				
<p>4 1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。</p> <p>3 腰部にベルト通し五本を付け、白色のバックル付ベルトを通す。</p> <p>2 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。</p> <p>1 コート式とする。</p>	<p>化学繊維織物とし、防水加工を施す。</p>	<p>6 形状は、<u>図十三</u>のとおりとする。</p> <p>5 裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。</p> <p>4 前立ての上部にドットボタン二組を付ける。</p> <p>3 前立てに白色のドットボタン三組を一行に付ける。</p> <p>2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。</p> <p>1 長ズボンとする。</p>			

		第二種		ズボン	
		〔同上〕		〔同上〕	
制式	地質				
<p>4 1から3までのほかは、第一種上衣と同様とする。</p> <p>3 腰部にベルト通し五本を付け、白色のバックル付ベルトを通す。</p> <p>2 前立てに桜葉ドットボタン六組を一行に付ける。</p> <p>1 コート式とする。</p>	<p>合成繊維織物とし、防水加工を施す。</p>	<p>6 形状は、<u>図十一</u>のとおりとする。</p> <p>5 裾口の外側から上に向け面ファスナー各一本を付ける。</p> <p>4 前立ての上部にドットボタン二組を付ける。</p> <p>3 前立てに白色のドットボタン三組を一行に付ける。</p> <p>2 左右の腰部に伸縮性ベルトを付ける。</p> <p>1 長ズボンとする。</p>			

帯革	〔略〕	ネクタイ	冬ネクタイ		制服	冬ワイシ	
		合ネクタイ	ネクタイ		ワイシ	合ワイシ	
制式	〔略〕	〔略〕	地質	〔略〕	制式	地質	〔略〕
2 形状は、 <u>図十五</u> のとおりとする。	1 遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。	毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔略〕	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 4 1から3までのほかは、 <u>夏服上衣第一種</u> と同様とする。	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔略〕	

帯革	〔同上〕	ネクタイ	冬ネクタイ		制服	冬ワイシ	
		合ネクタイ	ネクタイ		ワイシ	合ワイシ	
制式	〔同上〕	〔同上〕	地質	〔同上〕	制式	地質	〔同上〕
2 形状は、 <u>図十三</u> のとおりとする。	1 遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 4 1から3までのほかは、 <u>夏服上衣</u> と同様とする。	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕	

交通巡視員章	【略】	する。	<p>1 梨地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。</p> <p>2 横板に緑色の線二条を溝に入れて入れる。</p> <p>3 形状は、<u>図十六</u>のとおりとする。</p>	識別章	制式	<p>1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。</p> <p>2 番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。</p> <p>3 形状は、<u>図十七</u>のとおりとする。</p>

備考  
【一〇三 略】  
四 交通巡視員章及び識別章は、図十八のように、制服、活動服、

交通巡視員章	【同上】	する。	<p>1 梨地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。</p> <p>2 横板に緑色の線二条を溝に入れて入れる。</p> <p>3 形状は、<u>図十四</u>のとおりとする。</p>	識別章	制式	<p>1 本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込む。</p> <p>2 番号標の表面にはアルファベット二文字及び数字三桁の識別番号を、裏面には都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称を黒色で表示する。</p> <p>3 形状は、<u>図十五</u>のとおりとする。</p>

備考  
【一〇三 同上】  
四 交通巡視員章及び識別章は、図十六のように、制服、活動服、

図三 夏服上衣第一種

[略]

図四 夏服上衣第二種



〔図一・図二 略〕

防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。  
五 図一から図十八までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図三 夏服上衣

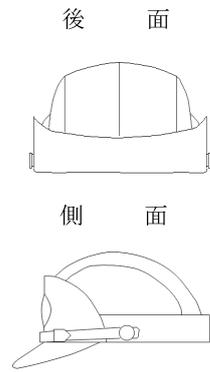
[同上]

〔図一・図二 同上〕

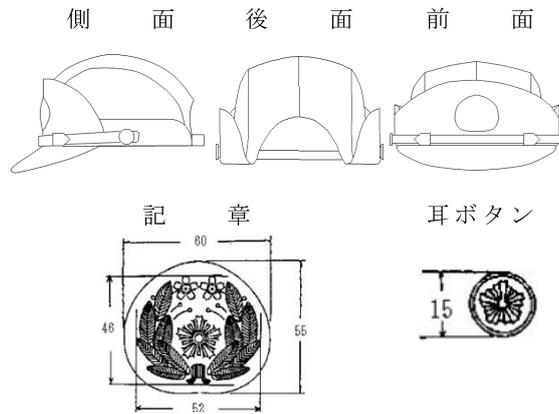
防寒服及び制服用ワイシャツの左胸部に付ける。  
五 図一から図十六までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

図九、図十八  
〔略〕

図八 冬活動帽子



図七 冬活動帽子

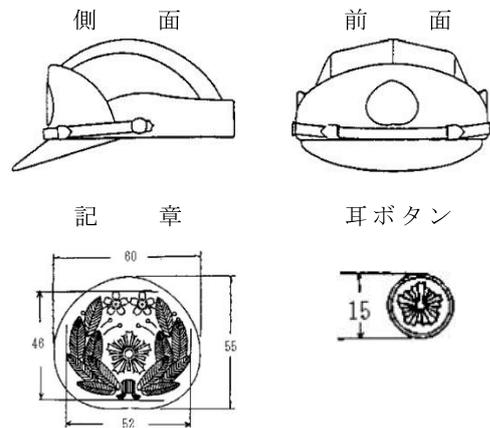


図六  
〔略〕

図五  
〔略〕

図七、図十六  
〔同上〕  
「二つずつ繰り下げる。」

図六 冬活動帽子



図五  
〔同上〕

図四  
〔同上〕

二 交通巡視員（女性）

制服		冬服		上衣	
地質	ズボ 色	[略]	[略]	地質	[略]
				毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	
上衣と同質とする。		上衣と同色とする。			

二 交通巡視員（女性）

制服		冬服		上衣	
地質	ズボ 色	スカート 地質	[同上]	地質	[同上]
				毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	
上衣と同質とする。		上衣と同色とする。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 タイトスカートとする。</li> <li>2 腰部にベルト通し五本を付ける。</li> <li>3 両側及び後面右にポケット各一個を設ける。後面右のポケットには蓋及び紺色樹脂ボタン各一個を付ける。</li> <li>4 前面にボックスプリーツを設ける。</li> <li>5 後面の裾にスリットを入れる。</li> <li>6 形状は、図三のとおりとする。</li> </ol>	



ト	ベース				
地質	「略」		種 第二色		
		制式	地質	制式	
毛織物、麻織物、綿織物、化学		二種と同様とする。 交通巡視員（男性）夏服上衣第一種と同様とする。	二種と同色とする。 毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物若しくはこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物又は毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物若しくはこれらの混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とする。	二種と同様とする。 交通巡視員（男性）夏服上衣第一種と同様とする。 1 前身内合わせを右上前とする。 2 長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3 1及び2のほかは、交通巡視員（男性）夏服上衣第一種と同様とする。 4 形状は、図四のとおりとする。	の混紡編物、交擦編物若しくは交編編物とする。

ト	ベース				
地質	「同上」				制式
毛織物、麻織物、綿織物、合成				4 形状は、図五のとおりとする。	1 前身内合わせを右上前とする。 2 長袖の袖口には黒金色樹脂ボタン各一個を付ける。 3 1及び2のほかは、交通巡視員（男性）夏服上衣と同様とする。

服		活動			
服		冬活動服			
		ズボン			
制式	制式	地質	色	制式	
<p>1 肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。</p> <p>2 前身内合わせを右上前とする。</p> <p>3 前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはフアスナー一本を付ける。</p> <p>4 1から3までのほかは、交</p>		冬服ズボンと同様とする。	ベストと同質とする。	<p>1 背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。</p> <p>2 形状は、<u>図五</u>のとおりとする。</p> <p>ベストと同色とする。</p>	<p>繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。</p>

服		活動			
服		冬活動服			
		ズボン		スカート	
制式	制式	地質	色	制式	地質
<p>1 肩章は、幅を均等とするほかは、冬服上衣と同様とする。</p> <p>2 前身内合わせを右上前とする。</p> <p>3 前面左腹部にポケット一個を設ける。ポケット口にはフアスナー一本を付ける。</p> <p>4 1から3までのほかは、交</p>		冬服ズボンと同様とする。	ベストと同質とする。	<p>1 背バンド一本を後面腰部に縫い付けることとするほかは、冬服ベストと同様とする。</p> <p>2 形状は、<u>図六</u>のとおりとする。</p> <p>ベストと同色とする。</p>	<p>繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。</p>

活動帽子				制帽				
夏活動帽	子活動帽	合活動帽	冬活動帽	夏帽子	合帽子	冬帽子	色	
夏活動帽	子活動帽	合活動帽	冬活動帽	夏帽子	合帽子	冬帽子	色	<p>通巡視員（男性）冬活動服と同様とする。</p> <p>5 形状は、<a href="#">図六</a>のとおりとする。</p>
地質	制式	〔略〕	〔略〕	地質	〔略〕	制式	冬服上衣と同質又は濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物	〔略〕	記事の寸法を <a href="#">図八</a> のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬活動帽子と同様とする。	〔略〕	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔略〕	形状は、 <a href="#">図七</a> のとおりとする。	濃紺色とする。	

活動帽子				制帽				
夏活動帽	子活動帽	合活動帽	冬活動帽	夏帽子	合帽子	冬帽子	色	
夏活動帽	子活動帽	合活動帽	冬活動帽	夏帽子	合帽子	冬帽子	色	<p>通巡視員（男性）冬活動服と同様とする。</p> <p>5 形状は、<a href="#">図七</a>のとおりとする。</p>
地質	制式	〔同上〕	〔同上〕	地質	〔同上〕	制式	濃紺色とする。	
毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物	〔同上〕	記事の寸法を <a href="#">図九</a> のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）冬活動帽子と同様とする。	〔同上〕	毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	〔同上〕	形状は、 <a href="#">図八</a> のとおりとする。	フェルトとする。	

〔略〕	交通巡視員章	〔略〕	制服 冬ワイシ 用ワ ヤツ	イシ 合ワ イシ ヤツ ヤツ	地質	〔略〕	子	〔略〕	、交撚織物若しくは交織織物とする。ただし、天井にあつては毛編物、麻編物、綿編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物、交撚編物若しくは交編編物とすることができる。
	は、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。								
	寸法を〔九〕のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。								

〔同上〕	交通巡視員章	〔同上〕	制服 冬ワイシ 用ワ ヤツ	イシ 合ワ イシ ヤツ ヤツ	地質	〔同上〕	子	〔同上〕	、交撚織物若しくは交織織物とする。
	は、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。								
	寸法を〔十〕のとおりとするほかは、交通巡視員（男性）交通巡視員章と同様とする。								

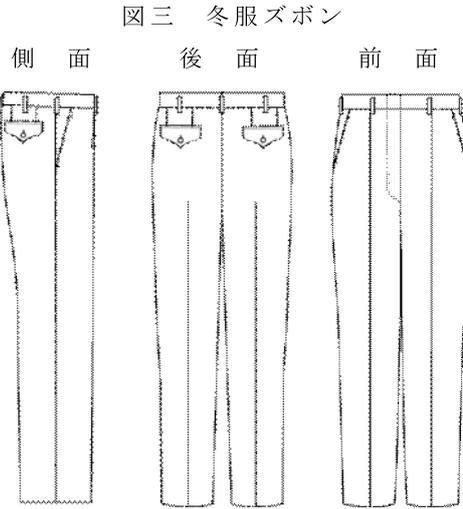
備考

「一〇三 略」

四 交通巡視員章及び識別章の取付け位置は、交通巡視員（男性）の場合と同様とする。ただし、交通巡視員章及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十のとおりとする。

五 図一から図九までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

「図一・図二 略」



図三 冬服ズボン

側面 後面 前面

図四 夏服上衣第一種

[略]

「図五・図十」

[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考

「一〇三 同上」

四 交通巡視員章及び識別章の取付け位置は、交通巡視員（男性）の場合と同様とする。ただし、交通巡視員章及び識別章をベストに取り付ける位置は、図十一のとおりとする。

五 図一から図十までの数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

「図一・図二 同上」

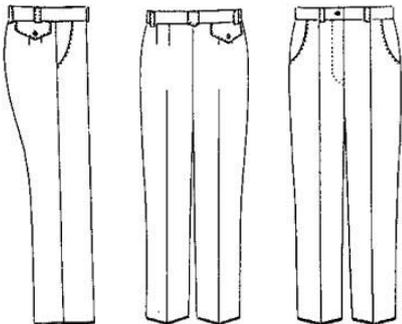


図三 冬服スカート

後面 前面

図四 冬服ズボン

側面 後面 前面



図五 夏服上衣

[同上]

「図六・図十一」

[同上]

「一つずつ繰り上げる。」

## 附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(警察官の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に男性警察官に支給されている活動帽は、当分の間、第一条の規定による改正後の警察官の服制に関する規則（次項において「新規則」という。）別表に規定する男性警察官活動帽とみなす。

2 この規則の施行の際現に女性警察官に支給されているズボン若しくは活動帽又は貸与されている階級章は、当分の間、それぞれ新規則別表に規定する女性警察官ズボン若しくは女性警察官活動帽又は女性警察官階級章とみなす。

(交通巡視員の服制に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に交通巡視員（女性）に支給されているズボンは、当分の間、第二条の規定による改正後の交通巡視員の服制に関する規則別表に規定する交通巡視員（女性）ズボンとみなす。